

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	選挙管理委員会			申請	議会の解散の請求代表者証明書の交付	法令	地方自治法施行令	第100条	
2	選挙管理委員会			申請	議会の議員の解職請求代表者証明書の交付	法令	地方自治法施行令	第110条	
3	選挙管理委員会			申請	長の解職の請求代表者証明書の交付	法令	地方自治法施行令	第116条	
4	選挙管理委員会			申請	施設の使用に要する費用の額の承認(議会の解散の請求)	法令	地方自治法施行令	第107条	
5	選挙管理委員会			申請	施設の使用に要する費用の額の承認(議員の解職の請求)	法令	地方自治法施行令	第113条	
6	選挙管理委員会			申請	施設の使用に要する費用の額の承認(長の解職の請求)	法令	地方自治法施行令	第116条の2	
7	選挙管理委員会			申請	投票実施請求代表者証明書の交付	法令	市町村の合併の特例に関する法律施行令	第13条第2項	
8	選挙管理委員会			申請	情報公開条例に基づく開示請求に対する決定	例規	上天草市情報公開条例	第11条	
9	選挙管理委員会			申請	個人情報保護条例に基づく開示請求に対する決定	例規	上天草市個人情報保護条例	第16条	
10	選挙管理委員会			申請	個人情報保護条例に基づく訂正等請求に対する決定	例規	上天草市個人情報保護条例	第23条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:選挙管理委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	議会の解散の請求代表者証明書の交付
処分権者	選挙管理委員会
根拠区分	法令
根拠規定	地方自治法施行令第100条
基準規定	地方自治法第79条、第74条第6項 地方自治法施行令第91条第1項、第2項 地方自治法施行規則第11条
審査基準	<p>(1) 交付申請が適式のものであること。</p> <p>① 交付申請が文書によりなされていること。(地方自治法施行令第91条第1項)</p> <p>② 請求書に請求の要旨(1,000字以内)、直接請求代表者の住所・職業・氏名(氏名は自署し押印)が記載されていること。(地方自治法施行令第91条第1項、地方自治法施行規則第11条)</p> <p>(2) 議会の議員の一般選挙のあった日から1年間及び地方自治法第76条第3項の規定による解散の投票があった日から1年間が経過していること。(地方自治法第79条)</p> <p>(3) 現に手続進行中の請求と全く同一の請求でないこと。</p> <p>(4) 直接請求代表者が選挙人名簿登録者であること。(地方自治法施行令第91条第2項)</p> <p>(5) 直接請求代表者であることができない次の者に該当しないこと。(地方自治法第74条第6項)</p> <p>① 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者</p> <p>② 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>③ 選挙管理委員会の委員又は職員である者</p>
標準処理期間	処分の先例がなく、又は極めてまれであって標準処理期間の設定が困難である。
更新日	平成29年3月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:選挙管理委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	議会の議員の解職請求代表者証明書の交付
処分権者	選挙管理委員会
根拠区分	法令
根拠規定	地方自治法施行令第110条
基準規定	地方自治法第74条第6項、第84条 地方自治法施行令第91条第1項、第2項 地方自治法施行規則第12条
審査基準	<p>(1) 交付申請が適式のものであること。</p> <p>① 交付申請が文書によりなされていること。(地方自治法施行令第91条第1項)</p> <p>② 請求書に請求の要旨(1,000字以内)、直接請求代表者の住所・職業・氏名(氏名は自署し押印)が記載されていること。(地方自治法施行令第91条第1項、地方自治法施行規則第12条)</p> <p>(2) 議会の議員の就任の日から1年間及び議会の議員の解職の賛否投票の日から1年間が経過していること。(地方自治法第84条)</p> <p>(3) 現に手続進行中の請求と全く同一の請求でないこと。</p> <p>(4) 直接請求代表者が選挙人名簿登録者であること。(地方自治法施行令第91条第2項)</p> <p>(5) 直接請求代表者であることができない次の者に該当しないこと。(地方自治法第74条第6項)</p> <p>① 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者</p> <p>② 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>③ 選挙管理委員会の委員又は職員である者</p>
標準処理期間	処分の先例がなく、又は極めてまれであって標準処理期間の設定が困難である。
更新日	平成29年3月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:選挙管理委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	長の解職の請求代表者証明書の交付
処分権者	選挙管理委員会
根拠区分	法令
根拠規定	地方自治法施行令第116条
基準規定	地方自治法第74条第6項、第84条 地方自治法施行令第91条第1項、第2項 地方自治法施行規則第12条
審査基準	<p>(1) 交付申請が適式のものであること。</p> <p>① 交付申請が文書によりなされていること。(地方自治法施行令第91条第1項)</p> <p>② 請求書に請求の要旨(1,000字以内)、直接請求代表者の住所・職業・氏名(氏名は自署し押印)が記載されていること。(地方自治法施行令第91条第1項、地方自治法施行規則第12条)</p> <p>(2) 長の就任の日から1年間及び長の解職の賛否投票の日から1年間が経過していること。(地方自治法第84条)</p> <p>(3) 現に手続進行中の請求と全く同一の請求でないこと。</p> <p>(4) 直接請求代表者が選挙人名簿登録者であること。(地方自治法施行令第91条第2項)</p> <p>(5) 直接請求代表者であることができない次の者に該当しないこと。(地方自治法第74条第6項)</p> <p>① 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者</p> <p>② 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>③ 選挙管理委員会の委員又は職員である者</p>
標準処理期間	処分の先例がなく、又は極めてまれであって標準処理期間の設定が困難である。
更新日	平成29年3月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:選挙管理委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認(議会の解散の請求)
処分権者	選挙管理委員会
根拠区分	法令
根拠規定	地方自治法施行令第107条
基準規定	
審査基準	処分の先例がなく、又は極めてまれであって審査基準の設定が困難である。
標準処理期間	処分の先例がなく、又は極めてまれであって標準処理期間の設定が困難である。
更新日	平成29年3月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:選挙管理委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認(議会の議員の解職の請求)
処分権者	選挙管理委員会
根拠区分	法令
根拠規定	地方自治法施行令第113条
基準規定	
審査基準	処分の先例がなく、又は極めてまれであって審査基準の設定が困難である。
標準処理期間	処分の先例がなく、又は極めてまれであって標準処理期間の設定が困難である。
更新日	平成29年3月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:選挙管理委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	施設の使用に要する費用の額の承認(長の解職の請求)
処分権者	選挙管理委員会
根拠区分	法令
根拠規定	地方自治法施行令第116条の2
基準規定	
審査基準	処分の先例がなく、又は極めてまれであって審査基準の設定が困難である。
標準処理期間	処分の先例がなく、又は極めてまれであって標準処理期間の設定が困難である。
更新日	平成29年3月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:選挙管理委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	投票実施請求代表者証明書の交付
処分権者	選挙管理委員会
根拠区分	法令
根拠規定	市町村の合併の特例に関する法律施行令第13条第1項
基準規定	市長村の合併の特例に関する法律施行令第13条第1項、第2項 市町村の合併の特例に関する法律施行規則第2条 地方自治法74条第6項
審査基準	<p>(1) 交付申請が適式のものであること。</p> <p>① 交付申請が文書によりなされていること。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第13条第1項)</p> <p>② 請求書に請求の要旨(1,000字以内)、直接請求代表者の住所・職業・氏名(氏名は自署し押印)が記載されていること。(市町村の合併の特例に関する法律施行規則第2条)</p> <p>(2) 市町村の合併の特例に関する法律第9条の規定による基準日から20日以内であること。(市長村の合併の特例に関する法律施行令第13条第1項)</p> <p>(3) 現に手続進行中の請求と全く同一の請求でないこと。</p> <p>(4) 直接請求代表者が選挙人名簿登録者であること。(市町村の合併の特例に関する法律施行令第13条第2項)</p> <p>(5) 直接請求代表者であることができないものに該当しないこと。(地方自治法74条第6項)</p> <p>① 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示がされている者</p> <p>② 公職選挙法第22条の規定による選挙人名簿が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者</p> <p>③ 選挙管理委員会の委員又は職員である者</p>
標準処理期間	処分の先例がなく、又は極めてまれであって標準処理期間の設定が困難である。
更新日	平成29年3月7日



申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:選挙管理委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	情報公開条例に基づく開示請求に対する決定
処分権者	選挙管理委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市情報公開条例第11条
基準規定	上天草市情報公開条例第7条、第8条、第9条、第10条
審査基準	<p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 法令若しくは条例の定めるところにより又は実施機関が法律上従う義務を有する各大臣その他、国県の機関の指示により、公にすることができないと認められる情報</p> <p>(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報及び公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。以下同じ。)の職務に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)、個人の事業に関する情報及び公務員等の職務に関する情報のうち公にすることにより当該個人の私生活上の権利利益を害するおそれのあるもの又はそのおそれがあると認める公務員の氏名。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>(3) 法人その他の団体(国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある危害から人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある影響から市民等の生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報</p> <p>ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、公益上公にすることが必要であると認められるもの</p> <p>(4) 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの</p> <p>(5) 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>(6) 市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(7) 市、県、国又は他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>ア 監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるもの</p> <p>イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市又は国若しくは他の地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるもの</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれがあるもの</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>オ 市、県、国又は他の地方公共団体が経営する企業に係る事業に関しその企業経営上の正当な利益を害するおそれがあるもの</p> <p>(8) 議会の議員又は会派の活動に関する情報であって、公にすることにより、当該議員又は会派の活動に著しい支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>(部分開示)</p> <p>第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、非開示情報に係る部分を容易に区分して除くことができるときは、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。</p> <p>2 開示請求に係る公文書に前条第2号の情報(特定の個人を識別され得るものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、特定の個人が識別され得ることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p> <p>(公益上の理由による裁量的開示)</p> <p>第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報(第7条第1号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。</p> <p>(公文書の存否に関する情報)</p> <p>第10条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書(情報)が存在しているか否かを答えるだけで非開示情報として保護すべき利益が害されることとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。</p>
標準処理期間	開示請求書が到達した日から起算して15日以内
更新日	平成29年3月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:選挙管理委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	個人情報保護条例に基づく開示請求に対する決定
処分権者	選挙管理委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市個人情報保護条例第16条
基準規定	上天草市個人情報保護条例第17条、第18条第1項
審査基準	<p>(開示の実施)</p> <p>第17条 実施機関は、前条の規定により保有個人情報の開示をする旨の決定をしたときは、速やかに開示請求者に対し当該保有個人情報の開示をしなければならない。</p> <p>2 保有個人情報の開示は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる方法により行うものとする。</p> <p>(1) 公文書に記録されている保有個人情報 公文書の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付</p> <p>(2) 磁気テープ等に記録されている保有個人情報 磁気テープ等から印字装置により出力した物の当該保有個人情報に係る部分の閲覧又は写しの交付</p> <p>3 実施機関は、前項の規定による保有個人情報の開示をすることにより、公文書又は磁気テープ等から印字装置により出力した物(以下「公文書等」という。)が汚損され、又は破損されるおそれがあるとき、その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該公文書等の写しにより開示をすることができる。</p> <p>4 第15条第2項の規定は、前2項の規定により保有個人情報の開示を受ける者について準用する。</p> <p>(開示をしないことができる個人情報)</p> <p>第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に次の各号のいずれかに該当する情報(以下「非開示情報」という。)が含まれているときは、当該個人情報の開示をしないことができる。</p> <p>(1) 法令、条例又は議会の会議規則の規定により、明らかに本人に開示をすることができないとされている情報</p> <p>(2) 個人の評価、診断、判定、選考、指導、相談等に関する情報であつて、本人に開示をしないことが正当であると認められるもの</p> <p>(3) 開示請求者以外の者に関する個人情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を侵害するおそれがあるもの</p> <p>(4) 法人その他の団体(国及び地方公共団体その他の公共団体(以下「国等」という。))に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該法人その他の団体又は個人に著しい不利益を与えると認められるもの</p> <p>(5) 本市と国等との間における協議、依頼、要請等に基づいて実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、国等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうおそれがあるもの</p> <p>(6) 本市の機関内部若しくは機関相互間又は本市と国等との間における審議、検討、調査研究等に関し実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該又は同種の審議、検討、調査研究等に著しい支障を生ずるおそれがあるもの</p> <p>(7) 本市の機関又は国等が行う事務事業に関する情報であつて、開示請求者に開示をすることにより、当該事務事業又は同種の事務事業の目的の達成が著しく損なわれるおそれがあるもの、公共の安全及び秩序の維持に著しい支障を生ずるおそれがあるもの、情報を保有する第三者との信頼関係を著しく損なうおそれがあるものその他本市の行政の公正又は円滑な運営に著しい支障を生ずるおそれがあるもの</p> <p>(8) 第14条第2項の規定により、本人に代わつて開示の請求がなされた場合であつて、開示の請求の対象となった個人情報の開示をすることが、当該本人の利益に反すると認められる情報</p>
標準処理期間	開示請求のあった日の翌日から起算して14日以内
更新日	平成29年3月7日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:選挙管理委員会

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	個人情報保護条例に基づく訂正等請求に対する決定
処分権者	選挙管理委員会
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市個人情報保護条例第23条
基準規定	上天草市個人情報保護条例第21条、第22条
審査基準	<p>(訂正等の請求)</p> <p>第21条 第17条第1項の規定による開示を受けた自己の保有個人情報に事実の誤りがあると認める者は、実施機関に対し、その訂正を請求することができる。</p> <p>2 第16条第1項の決定(保有個人情報が存在しないときの決定を除く。)を受けた自己の保有個人情報が第7条の規定に違反して収集されたと認める者は、実施機関に対して、当該保有個人情報の削除を請求することができる。</p> <p>3 何人も、第9条及び第10条の規定によらないで自己の個人情報が目的外利用等適正に取り扱っていないと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの目的外利用等の中止の請求をすることができる。</p> <p>4 何人も、自己を本人とする特定個人情報が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、当該特定個人情報を保有する実施機関に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。</p> <p>(1) 当該特定個人情報を保有する実施機関により適法に取得されたものでないとき、当該特定個人情報の利用の目的の達成に必要な範囲を超えて保有されているとき、第9条の2の規定に違反して利用されているとき、番号法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに記録されているとき 当該特定個人情報の利用の停止又は消去</p> <p>(2) 番号法第19条の規定に違反して提供されているとき 当該特定個人情報の提供の停止</p> <p>5 第14条第2項の規定は、前各項に規定する訂正、削除、目的外利用等の中止又は利用の停止、消去若しくは提供の停止(以下「利用停止」という。)(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。</p> <p>(訂正等の請求の方法)</p> <p>第22条 訂正等の請求をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を実施機関に提出しなければならない。</p> <p>(1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所</p> <p>(2) 訂正等の請求に係る保有個人情報を特定するために必要な事項</p> <p>(3) 訂正等を求める内容</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか規則で定める事項</p> <p>2 前条第1項に規定する訂正等の請求をしようとする者は、前項の請求書を提出する際、実施機関に対し、当該訂正等を求める内容が事実と合致することを証明する資料を提出しなければならない。</p> <p>3 第15条第2項の規定は、訂正等の請求をしようとする者について準用する。</p>
標準処理期間	訂正等の請求のあった日の翌日から起算して30日以内
更新日	平成29年3月7日